

資料

山陽小野田市職員の処分等について

1 処分年月日 令和8年3月18日（水）

2 被処分者 職員 7名

3 被処分者の処分量定とその事由等

被処分者	処分量定	処分事由
係長級	減給10分の1 3月	・職務を怠った ・信用失墜行為
一般職員	減給10分の1 3月	・職務を怠った ・信用失墜行為
課長補佐級	減給10分の1 2月	・職務を怠った ・信用失墜行為
係長級	減給10分の1 2月	・職務を怠った ・信用失墜行為
課長級	減給10分の1 1月	・管理監督者責任 ・信用失墜行為
課長級	減給10分の1 1月	・管理監督者責任 ・信用失墜行為
課長級	減給10分の1 1月	・管理監督者責任 ・信用失墜行為

4 自戒

市長	減給10分の2 3月	・管理監督者責任
副市長	減給10分の2 3月	・管理監督者責任

## 5 市長コメント

障害福祉医療費助成に係る高額療養費について、社会保険に係る部分の請求事務が令和4年度から漏れていることが発覚しました。このことに伴い、時効（2年）により請求できない額は約2870万円に及びます。原因は担当者及びその上司による制度の理解不足や担当者間の引継ぎ不足、部署内で課題の共有ができていなかったこと等に起因するものです。

このたびの行為は、地方公務員法に規定する法令を遵守した職務執行を行うことに違反し、公務員としての信用を失墜させるもので、全体の奉仕者としてあってはならない行為であります。

こうした事態が起こってしまったことに対して、大変申し訳なく、市民の皆様をはじめ、関係各位に心からお詫びを申し上げる次第であります。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、再発防止に向け全力で取り組むとともに、強い決意を持って市政に対する一日も早い信頼回復に努めて参る所存であります。

令和8年3月18日

山陽小野田市長 藤田剛二